

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年八月十三日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第十二号

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年秋田県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害状態)</p> <p>第二条 条例第二条第三項ただし書の規則で定める場合の障害状態は、別表に定める状態（条例第六条第二項第二号に規定する加入者（以下「加入者」という。）が加入前に既に有していた障害又は加入前の原因により生じた障害によるものに限る。）にある加入者が、既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じた結果重度障害となつたときの状態とする。</p> <p>2 条例第十条第三項ただし書の規則で定める重度障害の状態は、別表に定める障害状態（条例第八条第二項に規定する口数追加加入者（以下「口数追加加入者」という。）が条例第七条第一項に規定する口数追加加入（以下「口数追加加入」という。）前に既に有していた障害又は口数追加加入前の原因により生じた障害によるものに限る。）にある口数追加加入者が、既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じた結果重度障害となつたときの状態とする。</p> <p>(加入の申込み等)</p> <p>第三条 条例第六条第一項の規定により加入の申込み又は条例第七条第一項の規定により口数追加加入の申込みをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申込書を知</p>	<p>(障害状態)</p> <p>第二条 条例第二条第三項ただし書の規則で定める場合の障害状態とは、別表に定める状態（<u>加入者が加入前に既に有していた障害又は加入前の原因により生じた障害によるものに限る。）がある加入者が、既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じた結果重度障害となつたときの状態をいう。</u></p> <p>2 条例第十条第三項ただし書の規則で定める重度障害の状態とは、別表に定める障害状態（<u>口数追加加入者が口数追加加入前に既に有していた障害又は口数追加加入前の原因により生じた障害によるものに限る。）がある加入者が、既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じた結果重度障害となつたときの状態をいう。</u></p> <p>(加入の申込み等)</p> <p>第三条 条例第六条第一項の規定により加入の申込みをしようとする者は、加入等申込書（様式第一号）を知</p>

事に提出しなければならない。

- 一 申込者の氏名、住所、生年月日及び心身障害者との続柄
 - 二 心身障害者の氏名及び生年月日
 - 三 口数追加の有無
 - 四 その他知事が必要と認める事項
- 2 前項に規定する申込書 には、次に掲げる書類（口数追加加入の申込みをしようとする場合にあっては、第二号に掲げる書類に限る。）を添付しなければならない。
- 一 申込者 及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
 - 二 次に掲げる事項を記載した別に定める様式による告知書
 - (一) 申込者の氏名、性別及び生年月日
 - (二) 心身障害者の氏名、性別及び生年月日並びに障害の種類及び程度
 - (三) 申込者の健康状態及び身体の障害の状態
 - (四) その他知事が必要と認める事項
 - 三 (一)、(二)及び(四)から(六)までに掲げる事項を記載した別に定める様式による児童相談所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条に規定する児童相談所をいう。）その他の証明機関の証明書又は次に掲げる事項を記載した別に定める様式による医師の診断書
 - (一) 心身障害者の氏名、性別及び生年月日
 - (二) 心身障害者の障害の状態
 - (三) 心身障害者の障害の原因となった傷病名及び当該傷病の診断に係る事項
 - (四) 心身障害者の職歴その他の就労の状況
 - (五) 心身障害者が必要とする日常生活における介助の程度
 - (六) その他知事が必要と認める事項

事に提出しなければならない。

- 2 前項の加入等申込書 には、次に掲げる書類
- 一 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
 - 二 申込者告知書（様式第二号）
- を添付しなければならない。
- 三 障害証明書（様式第二号の二）又は障害診断書（様式第二号の三）
- 3 条例第七条第一項の規定により口数追加加入の申込みをしようとする者は、加入等申込書に申込者告知書を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前二項の規定による申込書の提出があったときは、加入又は口数追加加入を承認するかどうかを決定し、

申込者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

4 知事は、加入者又は口数追加加入者が第一回の掛金を納付したときは、秋田県心身障害者扶養共済制度加入証書（以下「加入証書」という。）又は秋田県心身障害者扶養共済制度口数追加加入証書（以下「口数追加加入証書」という。）を交付するものとする。

（掛金の減免）

第五条 略

2 条例第九条の規定により掛金の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書に、当該者が同条第一号に掲げる者である場合を除き、第二号及び第三号に掲げる事項について住所所在地の市町村長の証明を受け、知事に提出しなければならない。

一 加入者の氏名及び住所

二 申請の理由

三 世帯の状況

3 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、掛金を減免するかどうかを決定し、

申請者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

4 掛金の減免は、知事が第二項に規定する申請書を受理した日の属する月から第一項各号に該当しなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときはその前月）までの掛金について行うものとする。

4 知事は、加入又は口数追加加入（以下この項において「加入等」という。）を承認したときは加入等承認通知書（様式第三号）により、加入等を承認しなかつたときは加入等不承認通知書（様式第四号）により申込者に

通知するものとする。

5 知事は、加入者又は口数追加加入者が第一回の掛金を納付したときは、秋田県心身障害者扶養共済制度加入証書（様式第五号）以下「加入証書」という。）又は秋田県心身障害者扶養共済制度口数追加加入証書（様式第五号の二）以下「口数追加加入証書」という。）を交付するものとする。

（掛金の減免）

第五条 略

2 条例第九条の規定により掛金の減免を受けようとする者は、掛金減免申請書（様式第六号）を

知事に提出しなければならない。

3 知事は、掛金の減免を決定したときは掛金減免決定通知書（様式第七号）により、掛金の減免をしないことに決定したときは掛金減免却下通知書（様式第八号）により申請者に

通知するものとする。

4 掛金の減免は、知事が掛金減免申請書を受理した日の属する月から第一項各号に該当しなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときはその前月）までの掛金について行うものとする。

5 掛金の減免を受けている加入者は、条例第九条各号に掲げる者に該当しなくなったとき又はその該当事由に異動を生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に、加入者が同条第一号に掲げる者に異動となる場合を除き、第二号及び第三号に掲げる事項について住所所在地の市町村長の証明を受け、知事に提出しなければならない。

一 加入者の氏名及び住所

二 減免の該当事由の異動の内容

三 世帯の状況

6 知事は、掛金の減免の決定を取り消し、又は掛金の減免額を変更したときは、

加入者に対し、

その旨を書面により通知するものとする。

7 掛金の減免を受けようとする者又は受けている者は、知事から請求があつたときは、減免を受ける資格を有することを証する書類を提出しなければならない。

(年金の給付等)

第六条 条例第十条第一項の規定により年金の給付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による請求書を知事に提出しなければならない。

一 心身障害者の氏名、住所及び生年月日並びに障害の種類及び程度

二 条例第十一条第一項に規定する年金管理者(以下「年金管理者」という。)の氏名、住所、生年月日及び心身障害者との続柄

三 死亡し、又は重度障害の状態となった加入者の氏名、生年月日及び心身障害者との続柄

四 加入者が死亡し、又は重度障害の状態となった年月日及びその原因となった傷病名

5 掛金の減免を受けている加入者は、第一項各号に該当しなくなったとき又はその該当事由に異動を生じたときは、速やかに掛金減免事由異動届書(様式第九号)により知事に届け出なければ

ならない。

6 知事は、掛金の減免の決定を取り消したときは掛金減免決定取消し通知書(様式第十号)により、掛金の減免額を変更したときは掛金減免額変更通知書(様式第十一号)により加入者に通知するものとする。

7 掛金の減免を受けようとする者又は受けている者は、知事から請求があつたときは、減免を受ける資格を有することを証する書類を提出しなければならない。

(年金の給付等)

第六条 条例第十条第一項の規定により年金給付の支給を受けようとする者は、年金給付請求書(様式第十二号)を知事に提出しなければならない。

五 口数追加加入の有無

2 前項に規定する請求書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 加入者の死亡により請求する場合 次に掲げる書類

(一) 加入者の死亡診断書又は死体検案書 (加入した日 (加入者が口数追加加入者である場合にあっては、口数追加加入の日) から二年以内に死亡したときは、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による医師の証明書)

(1) 加入者の氏名、住所、性別、生年月日及び職業

(2) 加入者が死亡した年月日及びその原因

(3) その他知事が必要と認める事項

(二) 略

二 加入者の重度障害により請求する場合 次に掲げる書類

(一) 次に掲げる事項を記載した別に定める様式による医師の診断書

(1) 加入者の氏名、性別及び生年月日

(2) 加入者の障害の種類及び内容

(3) その他知事が必要と認める事項

(二) 略

(三) 前号(三)から(五)までに掲げる書類

3 知事は、前二項の規定による請求書の提出があつたときは、年金を給付するかどうかを決定し、条例第十二条に規定する

年金受給権者 (以下「年金受給権者」という。) 又は年金管理者に対し、

その旨を書面により通知するものとする。

4 知事は、年金の給付を決定したときは、秋田県心身障害者扶養共済制度年金証書 (以下「年金証書」という。) を交付するものとする。

(加入証書等の再交付)

2 前項の年金給付請求書には、次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 加入者の死亡により請求する場合

(一) 加入者の死亡診断書又は死体検案書。ただし、加入した日 (加入者が口数追加加入者である場合には、口数追加加入の日) から二年以内に死亡したときは、所定の死亡証明書 (様式第十三号)

(二) 略

二 加入者の重度障害により請求する場合

(一) 重度障害診断書 (様式第十四号)

(二) 略

(三) 前号(三)、(四)及び(五)に掲げる書類

3 知事は、年金の給付を決定したときは年金給付決定通知書 (様式第十五号) により、年金を給付しないことに決定したときは年金 (加算額) 不支給決定通知書 (様式第十六号) により年金受給

権者 又は年金管理者に 通知するものとする。

4 知事は、年金の給付を決定したときは、秋田県心身障害者扶養共済制度年金証書 (様式第十七号) 以下「年金証書」という。) を交付するものとする。

(加入証書等の再交付)

第七条 加入者若しくは口数追加加入者又は年金受給権者若しくは年金管理者は、加入証書若しくは口数追加加入証書又は年金証書を亡失し、又は損傷したときは、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を知事に提出して再交付を受けることができる。

- 一 申請者の氏名、住所、生年月日及び心身障害者との続柄
- 二 加入証書若しくは口数追加加入証書又は年金証書の交付を受けた年月
- 三 その他知事が必要と認める事項

(年金の支給停止等)

第八条 知事は、条例第十二条の規定により年金の支給を停止したときは、

十三条の規定により年金給付の支払を差し止めたとき又は

二項の規定により年金受給権を消滅させたときは、
年金受給権者又は年金管理

者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 知事は、年金の支給停止の事由が消滅し、再び年金を支給するときは、
年金受給権者又は年金管理者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(弔慰金の給付)

第九条 条例第十六条第一項の規定により、弔慰金の給付を受けようとする加入者又は心身障害者の葬祭を行う者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 加入者の氏名、住所、生年月日及び心身障害者との続柄
- 二 心身障害者の氏名並びに死亡年月日及び死亡の原因となった

第七条 加入者若しくは口数追加加入者又は年金受給権者若しくは年金管理者は、加入証書若しくは口数追加加入証書又は年金証書を亡失し、又は損傷したときは、加入証書等再交付申請書(様式第十八号)を知事に提出して再交付を受けることができる。

(年金の支給停止等)

第八条 知事は、条例第十二条の規定により年金の支給を停止したときは年金支給停止決定通知書(様式第十九号)により、

十三条の規定により年金給付の支払を差し止めたときは年金支払一時差止め決定通知書(様式第二十号)により、
二項の規定により年金受給権を消滅させたときは年金受給権消滅決定通知書(様式第二十一号)により年金受給権者又は年金管理
者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 知事は、年金の支給停止の事由が消滅し、再び年金を支給するときは、年金支給停止解除決定通知書(様式第二十二号)により年金受給権者又は年金管理者に
通知するものとする。

(弔慰金の給付)

第九条 条例第十六条第一項の規定により、弔慰金の給付を受けようとする加入者又は心身障害者の葬祭を行う者は、弔慰金給付請求書(様式第二十三号)を知事に提出しなければならない。

傷病名

三 加入年月日及び口数追加加入の年月日

四 口数追加加入の有無

2 前項に規定する請求書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 加入者が請求する場合 次に掲げる書類

(一)・(二) 略

二 心身障害者の葬祭を行う者が請求する場合 次に掲げる書類

(一)・(二) 略

3 知事は、前二項の規定による請求書の提出があったときは、弔慰金を給付するかどうかを決定し、

加入者又は心身障害者の葬祭を行う者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(脱退一時金の給付)

第十條 条例第十六條の二第一項の規定により脱退一時金の給付を受けようとする加入者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による請求書に加入者及び心身障害者の住民票の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

一 加入番号

二 脱退の区分

三 加入者の氏名、生年月日及び心身障害者との続柄

四 加入年月日及び口数追加加入の年月日

五 心身障害者の氏名及び生年月日

六 脱退した年月日

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、脱退一時金を給付するかどうかを決定し、加入者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 前項の弔慰金給付請求書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 加入者が請求する場合

(一)・(二) 略

二 心身障害者の葬祭を行う者が請求する場合

(一)・(二) 略

3 知事は、弔慰金の給付を決定したときは弔慰金給付決定通知書(様式第二十四号)により、弔慰金を給付しないことに決定したときは弔慰金(加算額)不支給決定通知書(様式第二十五号)により加入者又は心身障害者の葬祭を行う者に通知するものとする。

(脱退一時金の給付)

第九條の二 条例第十六條の二第一項の規定により脱退一時金の給付を受けようとする加入者は、脱退一時金給付請求書(様式第二十五号の二)に加入者及び心身障害者の住民票の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、脱退一時金の給付を決定したときは、脱退一時金給付決定通知書(様式第二十五号の三)により加入者に通知するものとする。

(脱退等の申出)

第十一条 条例第十九条第一項第四号の脱退の申出又は同条第二項第一号の口数の減少の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申出書に加入証書又は口数追加加入証書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 加入者又は口数追加加入者の氏名及び住所
- 二 脱退し、又は口数を減少しようとする年月日

(その他の届出等)

第十二条 次の各号に掲げる場合の

届出

は、当該各号に定める書類を提出してしなければならない。

一 条例第二十條第一項第一号、第二項第二号又は第三項第一号に該当した場合 次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書

(一) 届出者の氏名及び住所

(二) 加入者、心身障害者、年金管理者又は年金受給権者の変更前及び変更後の氏名又は住所並びに変更のあった年月日

二 条例第二十條第一項第二号、第二項第一号及び第三項第二号に該当した場合 次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書

(一) 届出者の氏名及び住所

(二) 心身障害者、年金管理者若しくは年金受給権者が死亡し、又は加入者が死亡し、若しくは重度障害の状態となった年月日

三 条例第二十條第一項第三号に該当した場合(年金管理者を指定した場合に限る。) 次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書

(一) 加入者の氏名及び住所

(二) 年金管理者の氏名、住所及び心身障害者との続柄

(脱退等の申出)

第十条 条例第十九条第一項第四号の脱退の申出又は同条第二項第一号の口数の減少の申出をしようとする者は、加入者等脱退(口数減少)申出書(様式第二十六号)に加入証書又は口数追加加入証書を添えて、知事に提出しなければならない。

(氏名・住所変更届書等)

第十一条 条例第二十條第一項から第三項までの規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出してなければならない。

一 第一項第一号、第二項第二号及び第三項第一号に該当した場合 氏名・住所変更届書(様式第二十七号)

二 第一項第二号、第二項第一号及び第三項第二号に該当した場合 死亡・重度障害届書(様式第二十八号)

三 第一項第三号

に該当した場合

年金管理者指定届書(様式第二十九号)又は年金管理者変更届書(様式第三十号)

(三) 年金管理者が、年金管理者となることに同意し、並びに心身障害者の年金を管理し、及び誠意をもってその保護養育に当たることを誓約する旨

(四) 心身障害者の氏名及び住所

四 条例第二十条第一項第三号に該当した場合（年金管理者を変更した場合に限る。） 次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書

(一) 加入者の氏名及び住所

(二) 変更前及び変更後の年金管理者の氏名、住所及び心身障害者との続柄

(三) 心身障害者の氏名及び住所

(四) 変更の理由及び年月日

(五) 変更後の年金管理者が、年金管理者となることに同意し、並びに心身障害者の年金を管理し、及び誠意をもってその保護養育に当たることを誓約する旨

五 条例第二十条第三項第三号に該当した場合 次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書

(一) 年金管理者の氏名

(二) 年金受給権者の氏名及び住所

(三) 支給を停止する事由が発生し、又は消滅した年月日及びその内容

2 条例第二十条第四項の届書は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとし、その提出は、年金受給権者の住民票の写しを添付して毎年五月末日までにしなければならない。

一 年金受給権者の氏名、住所及び生年月日

二 年金管理者の有無及び心身障害者との続柄

(加入者台帳等)

第十三条 知事は、加入者及び口数追加加入者、年金受給権者及び

四 第三項第三号

由発生・消滅届書（様式第三十一号）

に該当した場合 年金支給停止事

2 条例第二十条第四項の届書の提出

の写しを添付して毎年五月末日までにしなければならない。 は、年金受給権者の住民票

3 前項の届書は、様式第三十二号によるものとする。

(加入者台帳等)

第十二条 知事は、加入者及び口数追加加入者、年金受給権者及び

年金管理者並びに年金の支給に関する事項を記載し、及び整理するため、台帳を作成し、これを保管するものとする。

年金管理者並びに年金の支給に関する事項を記載し、整理するため、加入者台帳（様式第三十三号）及び年金受給権者台帳（様式第三十四号）を作成しておくものとする。

様式第一号から様式第三十四号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。